

ある町の片隅に気持ちのよい公園ができたとする。公園にはいろいろな人がやって来て、思い思いのときを楽しんでいくとする。一片のりんごは、それを取得した人が食べてしまえば無くなるが、公園は経費を負担していない人がやって来ても、無くなることはない。このような性質をもつ「公共財」について、かつて経済学者マスグレイブは、「費用なくして追加的に利用できる人がいることは、基本的に望ましいことではないか」と評したことがある<sup>6</sup>。便益と費用の釣り合いの正当性を当然視していた経済学者たちにとって、これは驚くべき見解だった。費用なくして利益を享受できるとしたら誰もが、他者の負担にただ乗りしようとして、結局、公園は作られないのではないか。一律の費用を強制しようとしたら、公園から得る利益が小さい人は不公平感を抱いて町から退出するのではないか。個々人の真の選好表明を誘因するメカニズムの設計が経済学者たちの主要な関心とされた<sup>7</sup>。

保険にも似たようなところがある。「一人は万人のために、万人は一人のために」（自分のために備えることは他の人々のためになり、他の人々のために備えることは自分のためになる）という言説が人々を保険制度に誘ってきた<sup>8</sup>。だが、経済理論は別のことを教える。危険事象が発生する客観的な、あるいは主観的な確率には個人差があるだろう。同一の危険事象の発生がもたらす不効用にも個人差があるだろう。さらに、危険回避度にも個人差があるだろう。総じて、危険事象に備えるために現在消費をどのくらい控える意思あるいは能力があるかは、個人によって異なる可能性がある。例えば年金保険は、離職後の生活難を招く「長生きのリスク」<sup>9</sup>に対して、ある集団の平均余命を予想しながら、備える仕組みである。稼得期の消費を少しずつ控えて、長生きに必要な生活費を共同でプーリングすることになる。だが、中には長生きのリスクに関する主観的確率が低い人、就労期により多くの自己投資をし、生涯働きたい人、余命を養うに足る蓄財をしたい人、稼得手段をもたない人がいるかもしれない。これらの人は所与の保険料を高すぎると感じるだろう。

いま、他の個人的特徴は同一であるとすれば、完全情報下では事故率の相違を反映した差別プレミアム（保険料）が競争均衡解として実現することになる。この状態を準拠点とした上で、経済学は社会保険の正当性を次のように説明する。いま事故率がより高い人とリスクがより低い人がいるものの、事故率に関する情報が不完全であるとしよう。

---

発生確率との比率と均等となるような、保険料と純保険金との比率は、「公平な（競争）保険プレミアム」と呼ばれる。酒井、1982, p.252 参照。また、社会保険のテキストでは、個人別衡平性は「給付反対給付均等の原則」と呼ばれる。

<sup>6</sup> Musgrave and Musgrave, 1973, p.56f.

<sup>7</sup> 公共財の社会的供給メカニズムの設計にあたって、通常、前提とされている規範は、パレート効率性、情報効率性、個人合理性などである。例えば、奥野・鈴木、1988, ch.33 参照のこと。

<sup>8</sup> Einer für Alle, Alle für Einen の訳でドイツの保険学者 Alfred Manes の言葉。相互扶助精神を表すものとしてしばしば引用される。Manes, A, 1930, ch2,3 参照。また宮道、1996 参照。

<sup>9</sup> より厳密には、退職や障害、死別などに起因する稼得手段の喪失を通じて生活困難に陥るリスクと定義される。

この場合、競争的な保険市場のもとでは、低リスク者が過剰支払いをし、高リスク者が過少支払いをする状態が均衡解となる可能性、あるいは、低リスク者が市場から退出することにより、高リスク者だけからなる市場で均衡解が成立する可能性がある。後者は情報の非対称性のもとでの逆選択と呼ばれる現象に他ならない。それに対して、定額保険政策は、パレート改善的な解を実現することができるだろう、と<sup>10</sup>。

このような正当化は事故率の相違が観察不可能だという仮定に決定的に依存している。だが、例えば科学技術の進歩を背景として、ある危険事象に関する個々人の発生確率の相違が透視されるようになったとしたら、議論は、差別プレミアムをもたらす競争市場均衡解こそが望ましいという主張に、再度戻るだろう。それは、個々人のリスク発生確率の違いに応じて異なる保険料がアサインされる仕組みであり、個々人の危険回避度に応じて異なる保険金と保険料がアサインされる仕組みに他ならない。それはまた、同質的な人々によってグループ化された仕組みであり、自分のために備えることは自分と同条件にある他の人々のためにはなっても、異なる条件にある他の人々のためにはならない仕組みである<sup>11</sup>。

これに対して、本章の関心は、リスクに対して合理的に対処することが困難である人々、リスクに対する合理的な対処はさらなる困難の招来を意味する人々を含む、より公共的な仕組みにある。そこでは、個別的衡平性の論理では尽くせない正義の問題が浮上してくるだろう。この文脈で、観点としてのリスクは、個人的相違を超えたひととしての等しさ——例えば、何人もリスクから完全に逃れることはできないという事実に基づく対称性——に着目することにより、個別性の論理と公共的な仕組みを橋渡しするのではないだろうか。以下では、アリストテレスの正義論を手がかりに、現存する福祉制度の論拠を解明する作業を通じて、このような見通しを論証していきたい。次節では、議論に先立って個人別衡平性の意味を確認しよう。

## 2. 経済学と個人別衡平性の観念

正義の文脈で近代経済学の果たしてきた役割は大きい。例えば公的年金制度に関して、世代間衡平性の議論を湧き起こす契機となったのは、近代経済学の視点であった。「自

<sup>10</sup> ここでパレート改善とは、誰の効用をも下げることなくある個人の効用を改善するという通常的な定義ではなく、いずれのタイプの個人の消費者余剰をも改善しうることを指す。また、以上の記述に関して、酒井、1982, ch.12.

<sup>11</sup> 私保険と社会保険に共通の基礎的要素は危険の引き受けにあり、両者のちがいは、本来、その方法がちがっていることにある。私保険では、危険はプールされ、拠出金は近似的に等しい危険をもつ人々によってほぼ等しい料率で任意に支払われる。かれらの資産、暮らし向きによってかれらが遭遇する危険の程度をはかればよいのだから大きな金額で保険しようと、小さい金額で保険しようと人々の自由である。それに応じて拠出金もまた定まるわけである。社会保険の場合にも、また、危険はプールされるが、そこでは常に個人間あるいは集団間において危険の程度が明らかに相異していてもこれに囚われず各種多様な人人が一定の拠出金で保護される

(Richardson, 1960, p.55)、近藤文二、1963 参照。

分たちのリスクに共同で備えよう！」というキャッチ・フレーズの陰で、負担と便益に関する世代間の衡平性が保たれない恐れのあることを危惧した経済学者たちは、抛出と給付に関する世代別の勘定あるいは個人別の勘定を透明にする作業に真剣に取り組んだ。同様に、経済学のまなざしは、一方で専業主婦を対象とする第3号被保険者制度の根拠を問いただすとともに、他方で、これまで無償で行われてきた家事・育児労働を、他の市場的労働にならって有償的に評価する途を開いた。

「公」、「共同」あるいは「家族」という名のもとに、一定の集合体を構成する個人の貢献（負担）が正しく評価されないとしたら、後述するようなアリストテレスのいう「応報的正義」、つまり個人が提供する財やサービスに応じた報酬の原理に反するおそれがある。それに対して、「公」、「共同」、「家族」を、異なる利益や関心をもつ一人ひとりの行為へと分解した上で、再度、個人間の行為の相互連関作用を分析しようという経済学の視点は、「公」、「共同」、「家族」の成り立ちや存立理由を解き明かすうえでも、また、負担と便益に関する個人別の衡平性（釣り合い）を実現するうえでも大きく貢献してきたといえよう。

だが、このように個人に向かう視点はそれ自体で、個人間移転の可能性を否定するわけではない点に留意する必要がある。自己の家事労働を正しく評価された専業主婦が、いったん手にした経済的報酬を自分の意思と責任で、より困窮している人に移転する可能性は十分に残されている。むしろ、これまでそのような「選択」をしたくとも実行に移す具体的手立てを持ち得なかった点に、無償労働の問題性を見ることが出来る。公的年金制度の不透明性を指摘する議論もまた、個人間移転（異なる世代に属する個人間も含む）を否定する議論へと直結するものではないだろう。むしろ、個人間移転を、「公的」年金制度の1つの機能として位置づけたうえで、公的年金制度の他の諸機能、例えば、個人内再配分の強制を通じてひとの近視眼的性向に対処する機能などと適正にウエイト付けする途が、明示的に開かれたとも解釈される。

ところで、公的年金制度の異なる諸機能に着目し、それらを適正にウエイト付けしようとするなら、異なる多様な境遇にある個人間の要求やニーズに配慮しながら、公的年金制度の効果を評価する必要があるだろう。そのうえで、長生きのリスクに対処する他の仕組み、例えば民間の年金保険、企業年金、個人的な貯蓄や投資、子や孫からの私的な援助や扶養の可能性を検討したうえで、どの仕組みからもこぼれ落ちてしまう人々、あるいはどの仕組みによっても配慮されることのない価値を捉える新たな視点が必要となるだろう。その視点とは、例えば、賢明に働き貯蓄しているにも拘わらず、遠い将来の不安をどうしても払拭しきることのできない人、日々、家族の世話と通院に追われ、自分の人生を設計するゆとりもなければ、必要な情報の入手もままならない人、ノーマルな社会生活に取り込まれていくことを自ら拒否してきたのだから、と独力で生をつなごうとしている人、いつの時代かどこかに存在するかもしれないこれらの人々へ向かう視点である。これらの視点は、「公的」年金制度の特性は、誰であろうと最小限の暮ら

しを死ぬまで保障されるという、制度の普遍性にあることを思い出させてくれるかもしれない。あるいは、個人別衡平性を厳密に適用しようにも、はたしてひとの貢献を正しく評価することなどできるのだろうか、という根本的な疑問を投げかけるかもしれない。さらには、そもそも個人別衡平性とは異なる論理、例えば、いかなる制度的評価からも独立に、個々人の生を等しく尊重するという論理が見直されるかもしれない。

ひとたび個人別衡平性の視点を獲得することによって、自分や他者のなしている多様な種類の貢献を相互に認め合うことのできた個々人が、自分自身の意思と責任で、いつの時代かどこかに存在するかもしれない人々の姿を捉えようとするとき、今度は個人別衡平性とは異なる論理をもった制度が、人々自身によって選ばれる可能性がある。本来、社会保障制度には、個々人の為したこと、生み出したものに対して市場とは違った評価軸を提出する機能、あるいは、ひと自身の価値を、もたらされた財やサービスの有用性によって限界的に評価するのではなく、より全体的に、より直接的に尊重する契機が存在したはずだ。だが、経済学の視点はそのような契機を削ぎ落とし、市場の延長としての保険的機能を強調し、個人の選好とリスク発生率の相違を考慮した個人別の衡平性（例えば保険料と保険金期待値との釣り合い）と相互便益の視点を投入してきた。

次節では、アリストテレスの正義の観念をもとに、社会保障の論拠をより広い土壌で捉え直すことを試みよう。

### 3. アリストテレスの正義と経済学的な衡平性

アリストテレスのいう特殊的正義とは、ある社会（ポリス）を構成する市民間の諸財（名誉や威信、安全、財貨などを含む）を介した関係性について規範的に問うものだった<sup>12</sup>。彼はそれを配分的正義と匡正的正義、応報的（交換的）正義の3つに分類する。配分的正義は、共同体で価値のある一定の財をメンバー間に配分するという文脈において、個々人に備わる内在的な価値と配分されるものとの間の比例的釣り合いを要求する。「配分における『正』は何らかの意味においての価値に相応のものでなくてはならない」<sup>13</sup>。それに対して、匡正的正義は、歴史的に引き起こされた被害の回復という文脈で、個々人にもたらされた損害とそれに対する償いととの過不足（算術的釣り合い）を問題とする。さらに、応報的正義は、私人間の自発的な取引という文脈において、異なる種類の財・サービスの間の正しい交換比率（相対価値）を問題とする。

アリストテレスがとりわけ注目したのは、配分的正義と他の2つの正義との差異である。配分的正義においては、ひと自身に備わる価値の等しさもしくは格差が正しい（平等あるいは格差的な）配分の根拠とされるのに対して、後者2つの正義においては、ひと自身ではなく、ひとにもたらされた“損害”それ自体の性質、あるいはひとの間で取

<sup>12</sup> 以下の議論については、アリストテレス『ニコマコス倫理学』, 訳 p.179ff 参照のこと。

<sup>13</sup> アリストテレス『ニコマコス倫理学』, 訳 p.179.

引される“財・サービス”それ自体の性質が正しい配分の根拠とされるからである。例えば、匡正的正義の場合には、損害を被ったひとの特性（その等しさや相違）からは独立に、損害そのものに関して正しい補償額が決定されると仮定されている。また、応報的正義の場合には、需要するひと（その等しさや相違）からは独立に、各財やサービスそのものに関して正しい交換比率が決定されると仮定されている。

このような正義の区分と並んで注目されるアリストテレスの特徴は、いずれの正義に関しても、正しい配分の根拠は、配分の実施に先立って、“客観的に”同定されることを前提としていた点にある。例えば、配分的正義に関しては、ひと自身の価値を比較評価する基軸の多元性を越えた共同体への貢献という観点から<sup>14</sup>、また、匡正的正義に関しては、同一の損害がもたらす影響や意味の個人間相違を越えた損害そのものの同定によって、さらに、応報的正義に関しては、同一の財・サービスを需要する個々人の主観的評価の多様性を調整する貨幣の役割に依拠して、事前的・客観的な評価がなされること前提としていた。もちろん、そこで想定されている“客観性”とは、人為を超越した実在ではなく、制度や環境、さらには人々の傾向性などに依存して変化する可能性をもつものの、少なくとも一定の共同体においては、確定しうるものと考えられていた。例えば、応報的正義に関してアリストテレスは次のようにいう。「交易なくしては共同関係はないのであるが、交易は均等性なしには成立せず、均等性は通約なしには存在しない。もとより、かくも著しい差異のあるいろいろのものが通約的になるということは、本当は不可能なのであるが、需要という関係から十分可能となる。その際、すなわち、何らか単一なものの存在することを要するのであって、このものは協定に基づく」<sup>15</sup>。この「単一なもの」として、アリストテレスが挙げているのは貨幣（ノミスマ）であるが、より正確には、それは価格すなわち多様な財やサービスの間の交換比率（相対価値）を意味するものである。アリストテレスは、個々の取引に先だって、財やサービスの相対価値が定まっている状況を想定していたのである。

マルクスの労働価値説もまた、正しい配分の根拠を財・サービスの生産に対する労働投入量という基数的に測定可能な価値に求めようとする点においては、アリストテレスと共通する<sup>16</sup>。労働は、3つの正義を貫く共通の価値指標として機能する。すなわち、個々人の労働に応じた配分が要求されるとともに、個人の損害がそれによって逸失された期待労働によって測定される。さらに、多様な財・サービスの間の交換比率は、個々の取引に先立って、投入労働量の比率に置き換えられることになる<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> 価値は、「民主制論者にあつては自由人たることを、寡頭制論者にあつては富（一部のひとにあつては生まれのよさ）を、貴族制論者にあつては人間の卓越性を意味するという相違がある。」（アリストテレス『ニコマコス倫理学』,p.179）

<sup>15</sup> アリストテレス『ニコマコス倫理学』, p.189.

<sup>16</sup> 有江大介『労働と正義』参照のこと。

<sup>17</sup> ただし、マルクス自身は労働のみを価値の指標としていたわけではないことを注記したい。「各人からその能力に応じて、各人にはその必要に応じて」と主張するとき、各人の価値は、より全人格的なものとしてとらえられている。

この流れを大きく変えたのが、カール・メンガーらに代表される限界効用理論である。そこでは、ひと自身の価値への関心、あるいはひとの生む財やサービスを内在的・客観的に評価することへの関心は薄れ、もっぱら財やサービスのもたらす限界的利益が人々の主観的効用を介して測定されることになる。ところで、個々人の主観的効用は多様であるとしたら、多種の財・サービスの価値を事前的・客観的に確定することは困難である<sup>18</sup>。以来、経済学的な衡平性の観念は、異なる財やサービスに対する個々人の主観的選好に基づいて事後的に成立する交換比率と、そのもとで成立する個々人の負担と便益との釣り合いを跡付けることに収斂されていく<sup>19</sup>。それは効率性と並ぶ規範として市場制度を擁護するのみならず、市場制度の欠点を補うはずの公共政策の設計（保険や応益的な福祉サービス）においても、暗黙のうちに前提とされていくことになる。

それに対して、アリストテレスの正義論は、個人別衡平性は正義の1局面ではあるものの、正義を言い尽くすものではない点に気づかせてくれる。この視点は、現存する社会保障の役割をよりトータルに理解する上でも重要である。彼のいう匡正的正義の観念は、社会的被害などそれ自身の不当性を論拠とする賠償や補償、あるいは、特定のカテゴリー（女性、障害者、高齢者）に対する制度的扱いの不当性（例えば、市民的自由や機会の実質的制約、それらに起因する経済的・社会的不利益）を理由とする手当などに論拠を与える。また、彼のいう「価値に相応な配分」を命ずる配分的正義の観念は、ひと自身の価値を理由とする分配に論拠を与える。例えば、すべての個人の基本的な福祉（well-being）の保障を目的とする福祉の制度は、ひと自身の価値を、アリストテレスが想定していたようにポリスの構成員としての貢献によってではなく、存在の等しさによって捉えたいうえで等しい分配を要求することになる<sup>20</sup>。以下では現実の福祉国家に即してこの点を確認しよう。

---

<sup>18</sup> メンガーによれば、「価格の正しい理論は、2つの財数量間の実際にはどこにも存在していない、あのいわゆる客観的『等価性』を説明することを課題とするものではないのである。むしろ、それがめざしているのは（中略）、経済活動を行う人々が自分たちの欲望を可能な限り完全に満足させようと努力することから、どのようにして実際にも諸財を、一定数量で交換し合うようになるかを示すことである」。(Menger, 1923, 訳, pp.308-9)

<sup>19</sup> 市場こそが公正だと主張するF・フォン・ハイエクの議論の根底にも、市場以外の方法で、個々人のもつ多様な必要を理解する方法、財やサービスの交換比率を正しく同定する方法をひととは考案できないという、消極的な理由があった。「自由は予見不可能なもの、予測不可能なものに対する余地を残すために本質的に重要である。・・・多くの人の独立と競争的な努力を待むのは、人はあまりにも僅かなことしか知り得ないからであり、我々の内の誰が最もよく知っているかについて殆ど知るところがないからである」。(Hayek 1960, p.29)

<sup>20</sup> しかも、ここで結果的な配分状態での等しさを要求するなら、必要に応ずる配分が導出されることになる。ここでの記述は「価値に相応な配分」を命ずるアリストテレスの配分的正義の観念の概念的拡張を意味する。

#### 4. 不当性を伴う経済的給付

個人を対象とする経済的給付には、補償（あるいは責任性がより明確である場合は賠償）的性格をもつものがある。そこではアリストテレスのいう「正しきを回復するための匡正的正義」と近似して、不当性が発生する以前の状態との算術的な釣り合いが要求される。例えば、社会的被害を理由とする経済的給付の背後には、社会的被害とその原因は不当であり、その根絶を社会的目標とすべしという判断がある。そこでは、経済的給付の実行は社会的被害の回復は公共的な課題に他ならないこと、同様の被害がもたらす損害は、かならず社会的責任のもとに償われなくてはならないことを公示することになる。例えば、原爆被害者に対する金銭的給付は、原爆被害とその原因に関する不当性の判断をベースとして、原爆被害のもたらす損害は公共的に回復されなければならないことを明らかにする。

性、年齢、社会的出自、就労状態、家族構成（ひとり親、離婚・死別、単身）などの自然的・社会的属性を理由とする経済的保障もまた補償的性格をもつ。ただし、そこでは不当性の判断は、原因となった属性そのものではなく、属性に対する制度的扱いに向けられる点に留意する必要がある。例えば、女性であること、老齢であること、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離していること、特定の遺伝子をもつこと、子どもをまったく授からない、あるいは逆に予想外に多くの子どもを授かることなどは、それ自身が不当性をもつとはいえない。不当性の問題が発生するのは、それらに対する制度的な扱い、すなわち、それらのもたらす自然的不利益を放置するような、あるいは、それらを社会的・経済的不利益に変換するような人為的な制度（慣習・法・システム）に関してである。例えば、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離している個人が、基本的生活を送ることが困難なまま放置されているとしたら、あるいは、障害を理由に社会的活動に参加する機会、あるいは財・サービスの利用機会を実質的に――形式的に閉め出されるのみならず、機会を実際に利用する手立てをもたない――制約されるとしたら、さらには、参加する意欲、活動する意欲を自制してしまっているとしたら、それを黙認する制度は不当であるという判断を形成しうるだろう。そして、このような不当性の判断は、既存の制度を揺り動かす力となるだろう<sup>21</sup>。

不当性の判断を根拠としつつも、その所在に注目することには、次のような意味がある。社会的・自然的属性それ自体に不当性をおく場合には、もたらされた不利益はもちろんのこと、不利益の原因となった事象もまた負の価値として公共的に認識されること

<sup>21</sup> ある制度が不当だという判断が成立した場合、過去に遡及して保障がなされるべきか否かは、大きな問題である。機会の制約に関しては、その不当性が自明であるにも関わらず、制度の改正がむやみに引き延ばされたことが明白である場合には、それ自体を「社会的被害」とみなして補償（その評価においては機会の制約それ自体の負価値のみならずそれが基本的生活に与えた被害も含まれる）をなすことができるだろう。それに対して、基本的生活上の困難の保障に関しては、その目的は現時点での困難を緩和することにあるから、過去に遡及した保障の対象とはならないだろう。

になる。それに対して、本人自身の属性とその制度的扱いを相対的に区別したうえで、後者において不当性が主張される場合には、人々が被っている不利益は是正すべき負の価値として公共的に認知される一方で、属性それ自体に関する評価はオープンなまま残される。また、公共的に是正すべき不利益の大きさは、既存の制度を所与として測定されるのではなく、不利益をもたらすことのない理想的制度を参照点としながら、そのような制度の不在をもって、いわば反射的に測定されることになる。

ただし、これらの経済的給付に関して2点留意点がある。第一は、社会的被害が新たな社会的・経済的不利益をもたらす危険性についてである。例えば、社会的被害を被ったという事実それ自体が1つの社会的属性となり、社会的・経済的不利益(機会の制約、基本的生活上の困難、意欲の喪失など)をもたらす恐れがある。この場合には、被害そのものの是正に加えて、そのような不利益の是正を目的とする施策が付加されなければならない。社会的被害それ自体と社会的被害に起因する社会的・経済的不利益とは別個の事象であるから相殺されることは許されない。付記すれば、社会的被害ではなく私人間で発生した被害に関しては、通常、責任能力をもつ限り、加害者本人に帰せられるものの、「被害者」という属性それ自体がもたらす社会的・経済的不利益に関しては公共的に是正される必要があるだろう。

第二は、複数の社会的属性が一人の個人に重複して現れる場合には(例えば、高齢の女性であり障害をもつ場合)、各属性を理由として設けられたハードルを1つ1つ除去していく作業がすべて要請される。ただし、経済的給付に関しては、各社会的属性を理由とする給付が単純に併給されることにはならない。すべての社会的属性が経済的給付を行うことの根拠とされる一方で、その具体的水準は、それらの複合結果として表出する基本的生活の困難の内容(どのような機能の実現機会が制限されるか)によって決定されることになる。

## 5. カテゴリー別給付の意味

本節では、社会的・自然的属性を直接的な理由とする経済的給付の意味を考察しよう。個人に即してみた場合、各々の社会的・自然的属性は個人の特性的な一部でしかない。また、その意味もひとによって一様ではない。だが、同様の属性をもつ人々に向けられる特定の解釈を通して、あるいはその属性を理由になされる諸機会の実質的制約を通じて、ひとは一定の属性に単一の意味をもって拘束されることがある。このように、個々人に決定的な制約(正負のアドヴァンテージ)をもたらす属性は社会的カテゴリーと呼ばれる<sup>22</sup>。例えば、母子世帯、高齢世帯、永久障害者世帯などをターゲットとしたアメリカ

<sup>22</sup> 社会的カテゴリーの概念については、例えば、Hog M. A. and Abrams D(1988) (吉森護・野村泰代訳, 1995) 参照のこと。



の福祉給付は、まさに社会的カテゴリーを基にした経済的給付である。それは、特定の社会的カテゴリーがもたらす社会的・経済的不利益を制度的にコントロールしようという施策であり、特定の属性をもつ人々が共通に直面する生活上の困難を緩和することが目的とされている。

カテゴリー別給付は、社会的被害に対する補償と並んで比較的人々の同意を得やすい。なぜなら、受給要件を満たすかどうかを外から見えやすいからである。外から観察可能であるということは、個人的情報が操作不可能であることを意味するから、虚偽の申告によって利得を得ようというインセンティブを招かない。よって経済学者からも同意を得やすい。しかも、明確な社会的被害はもちろんのこと、自然的・社会的偶然を起因として歴史的・制度的に累積された不利益に関して、それ自体の不当性が承認される限り、匡正的正義の論理を発動しうるからである<sup>24</sup>。あるいはまた、本人の責任によって惹起された不利益に対しては社会的援助の余地を認めない責任的補償理論によっても容認される余地を残しているからである<sup>25</sup>。もちろん、その不当性に関して広く合意が形成されたとしても、誰が経済的給付の責任を負うべきかという問題は残る。彼らが被った社会的・経済的不利益に関して自分は何の責ももたないから、自分は給付を負担する義務をもたないという意見もあるだろう。この点については後述したい。

むしろ、問題は当事者たちにとってもつ意味である。カテゴリー別給付は、経済的給付を通じて、属性のもつ社会的に標準的な解釈を個人に付する。そのことは、社会的カテゴリーに映し出された鏡像を超えて、よりトータルに自己を描きたいという願いとコンフリクトを起こしはしまいか。ひとは、その存在においても、認識においても、いま（現時点）、ここ（現場所）から逃れられないことは確かだ。社会的カテゴリーに付帯する意味を受容しようがしまいが、彼女は、自己のもつ属性から逃れることはできないだろう。だがその一方で、いま、ここに在る自己、いま、ここで思う自分を見つめるひとの眼差しは、もっと多層的なものではないだろうか。中には、一定の属性が余儀なくされてきた社会的制約を――たとえ自分自身は逃れることができたとしても――明白に不当だと判断し、自ら社会的カテゴリーを引き受けながら、生きていこうという決意があるかもしれない。だがその反面、カテゴリーの殻を脱ぎ捨てて生身の自己を見つめたいという思い、あるいは、もっとずっと離れた地点から眺め直したいという思いがあたりはしないか。

一定の社会的カテゴリーを自我においていかに取り込むかという問題には、公共的な

<sup>24</sup> 自然的偶然、社会的偶然そのものに関してはその保障を否定するリバタリアンであっても、歴史的に発生した被害に対する矯正としての分配に関しては、リバタリアンもまた容認する。Norzick, 1974 参照のこと。

<sup>25</sup> 責任と補償の理論に関しては、例えば、後藤、2002, pp.116ff 参照のこと。

側面が含まれている。それは単に、カテゴリー別給付の受給者総数が財政的な影響をもつからではない。自己の個性を見つめ直す個人の視点は、社会を構成する多様な媒介集団を見つめ直す視点につながるからだ。例えば、複数の社会的カテゴリーに身をおく人（母子世帯主であると同時に視覚障害者であり、しかも原爆被爆者である）を考えよう。生活困難を抱える彼女が、はたして、何を理由としてどのような経済的給付を受けるかは、彼女自身における自我の統合化の問題であるのみならず、異なる政策間の整合化の問題でもあるだろう。現代社会においてある社会的カテゴリーが経済的給付の対象とされているのはなぜか、制度的扱いに関する社会的カテゴリー間の相違（優先順序あるいはウエイトの相違）はどんな理由に基づくものであるか、ここに公共的討議が湧き起こる可能性がある。

## 6. 基礎的機会の保障

続いて、特定の社会的カテゴリーを理由としない経済的給付について考察しよう。例えば特定の財やその調達に必要な金銭的資源を、必要とするすべての個人に保障する日本の生活扶助がそれに該当する。保障される財や資源とは、個人の意思や努力、責任で多様な活動を展開していくうえで有効な手段であるとともに、それらを欠いたとしたら、個人の意思や努力、責任で充足することはきわめて困難となるものである。ここではそれをアミィ・グッドマンらに倣って「基礎的機会」と呼ぼう<sup>26</sup>。彼女らは、その例としてヘルス・ケア、食事、教育、公共的安全(public safety)、住居、そして、基本的な就労・所得などを挙げる。もし、それらを欠いたとしたら、個々人の選択しうる人生プランや生活様式が著しく制約されるばかりか、それらを再び本人の意思や努力で充足することはほぼ不可能となるだろう。

基礎的機会の充足を目的とする経済的給付は、社会的被害に対する補償やカテゴリー別給付と異なって、不当性の判断を直ちに伴うものではない。そこでは、人々に共通に価値をもつ財・資源を構成員の間でリーズナブルに分配することが端的に要求される。その課題は、アリストテレスのいう配分的正義、すなわち、一定の共同体で価値ある財をひと自身の特性に配慮しながら配分することに近い。ただし、「何らかの意味における価値に相応な」分けまえ、という際の「価値」の部分は、アリストテレスが想定していたように、ポリスへの貢献に由来するものではなく、ひととしての等しさに置き換えられなければならないだろう。ところで、「ひととしての等しさに相応な正しいわけまえ」とは、平等分配に他ならないから、分配の目標は帰結的な平等、裏返せば必要の充足に設定され、具体的には個々人の基礎的機会の不足に応じた補正的給付がなされるこ

<sup>26</sup> Guttman and Thomson, 1996, p.213.なお、この概念は、別稿でアマルティア・センの潜在能力理論に基づいて、基本的福祉 (well-being) と呼んだものに相当する。後藤, 2004a,b 参照のこと。

とになる。

カテゴリ別給付に比べて、基礎的機会の保障には、特定の社会的カテゴリから独立に、必要に応じて給付を受けられるという利点がある。母子世帯であっても、母子世帯だからという理由ではなく、子どもの養育を目的として給付を受けることができる。だが、その反面で、市場経済の論理が規範的にも前提とされている場合には、給付の正当性に関して合意が得にくいという難点をもつ。経済学的なインセンティブの観点からは、はたして〈必要〉は観察可能であるか、あるいは個人による操作可能な変数であるかが問題とされるだろう。また、責任的補償の観点からは、はたして〈必要〉は本人の責任によるか否かが厳しく問われることになるだろう。不当性を理由とする給付の場合にも、不当性は明瞭であるとしても、責任性は依然として不明瞭であるために、誰がどのくらいの負担をするのか、をめぐって対立が起こる可能性のあることを先に指摘した。だが、それは負担の水準をめぐる問題であって、負担すること自体の正当性を否定するものではなかった。それに対して、ここでの問題は、負担することそれ自体を正当化する論理の困難さにある。

筆者は、別稿で、個人別衡平性でも不当性でもない理由に基づいて個人間の資源移転を要求する仕組みは——少なくとも形式的な——相互性の論理に支えられる必要のあることを主張した<sup>27</sup>。相互性の論理とは、形式的には、「(誰であれ) 余裕があるときは資源を提供し、困窮しているときは資源を受給する」という原則を媒介として、個々人の間に対称性が成立していることと定義される。この論理を制度として動かすためには、「条件が整う限り、経済的価値を持つ資源を提供する側に回ろうと努力すること」が倫理として付加されなくてはならない。経済的価値をもつ資源は誰かによってもたらされる必要があるからだ。ただし、留意すべきは、この倫理はそれ自体、資源を受給することの要件とはされない点にある。むしろ、条件を整えることが社会的な義務とされる点にある。資源を受給することの要件はあくまで困窮していること、におかれる。本章で提示した観点としてのリスクは、このような相互性の論理を次のように補強する。

相互性の論理は、いま恵まれている個人がいま困窮している個人に資源を移転することを要求する。ここに何らかの意味での釣り合いが存在するとしたら、いま恵まれているという事実と拠出するという行為との釣り合いであり、いま困窮している事実と給付を受ける行為との釣り合いである。ただし、これは、量的な釣り合いを主張するものではなく、拠出しているという事実における、あるいは受給しているという事実における釣り合いである。ここから、拠出者間の、また、受給者間の対称性が確保される。また、いずれの個人も同一制度のもとにあるという点においてすべての個人間に対称性が成立する。観点としてのリスクは、このような形式的な議論に加えて、実質的な議論を提供する。すなわち、いま恵まれているという事実といま困窮しているという事実のいずれにおいても偶然性の存在を完全には否定できない。そうだとしたら、拠出する個人と

<sup>27</sup> 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子, 2003, 補論 2、後藤玲子, 2004c 参照のこと。

受給する個人との間には事実的な立場の互換性が存在することになる。そして、基礎的機会の保障制度は、(たとえどれほどその確率が低いものであろうとも) ありうべき自分のために備える仕組みに他ならないことになる。

## 7. 基礎的機会の給付水準

基礎的機会の保障に伴うもう一つの難点は、その給付水準の決定に関するものである。社会的被害やカテゴリ別給付の場合は、経済的給付の理由のみならず、給付の水準を定める方法に関して了解されやすい。損害や不利益との間の算術的あるいは比例的な釣り合いが基準として妥当性を持つからである。それに対して、基礎的機会の場合には、給付の水準を定める論理を内包していないという難点をもつ。

グットマンらによれば、ひとは本人の家計行動に関しても公共財支出に関しても、基礎的機会とそれ以外のものを完全に切り離してとらえてはいない。例えば、「多くの人々は自己の私的生活において、かならずしも基礎的とは呼べないようなもの、ステレオ・セット、カメラ、VCRs、スポーツ用品、コンサート、映画、旅行などのために、予算を残している」。彼らは、「善き生とは、それがいかなるかたちで定義されようとも、これらへの需要を完全に排除するものではないと考えている」。また、「公共的生活においても、市民は、集会的な財がすべて基礎的機会につき込まれることを善しとはしないだろう。公園やスポーツ施設や美術館への公共的支出を失くすことには、依然として反対するだろう」と主張する<sup>28</sup>。

近年、厚生労働省が主催した「社会生活に関する基礎調査」において問題とされたのも<sup>29</sup>、まさにこの点だった。収入別、消費支出別のグラフを見る限り、所得の低い人は、専ら選択的なものを減らし、基礎的なものを保持しているわけではない。彼らは選択的なものの消費を減らすとともに、基礎的なものの消費も減らしている。裏返せば、選択的なものの消費を少しでも保つために、基礎的なものの消費を控えている。おそらくその背後には、基礎的なものにおいても、選択的なものにおいても、それらを充足する財の価格帯にはかなりの幅があるという、昨今の経済事情があろう。だが、低価格であることが質の低下を意味するとしたら、たとえ基礎的機能の質を低下させてもある種の選択的機能の消費を保とうとするのはなぜなのか、その理由が問われなければならないだろう。

選択的機能の中には、個々人の目的とする活動、人生プランにとって必要不可欠なものが含まれており、場合によってはその必要性は、人々が共通に必要とする基礎的機能の質以上に、本人にとっては重要な意味をもつ可能性がある。例えば、子どもがより高度な技能を修得するために必要な費用あるいはそれを目的とした貯蓄には、食事の質の低下を上回る価値があるかもしれない。あるいは、親戚・知人とコミュニケーションを

<sup>28</sup> 以上の引用に関しては、Gutmann, A. and D. Thompson (1996)参照のこと。

<sup>29</sup> 社会生活による調査検討会,2003 参照のこと。

図るための交際費や年に1, 2度、泊りがけの旅行をする費用には、同様の価値があるかもしれない。基礎的機能以上に、本人の生にとっては重要な意味をもつ選択的機能が——その具体的種目は個々人の目的や人生プランによって異なるとしても——存在する可能性がある。基礎的機能同士についても、そのウエイトは個人の事情に応じて異なる可能性がある。例えば、食事をして十分な栄養を摂ること、あるいは、自然と折り合いながら快適に居住することはいずれも、どの人にとっても他で代替不可能な重要性をもっている。だが、それらの中のどれにより大きなウエイトを与えるかは目的や生活様式に応じて異なるかもしれない。

このように、基礎的機会と他の機会との代替性、あるいは基礎的機会同士の代替性に関する評価の個人間相違を考慮した上で、ひととしての等しさを保障するためにははたしてどのような仕組みを作ったらよいのだろうか。この問題に関する詳細な検討は別稿に譲るとして、ここでは次の基準を仮説的に提示するに留めたい。個々人の私的情報を完全に把握することは不可能であるとしたら、第一に、必要性がまったくないと言い切れない限り公共的には用意すべきである。第二に、「1人の個人にあわせたがために、他の多くの個人にとっては過剰となる」方が、「他の多くの個人に合わせたがために、1人の個人を不足にする」より望ましい。これらは観点としてのリスクの4つ目のヴァージョンに他ならない。

## 8. 結びに代えて

本章の概要を簡単にまとめたうえで、残された論点をいくつか確認しよう。個人別衡平性の原理に続いて人々に受容されやすい原理は、アリストテレスのいう匡正的正義の原理である。これらに基づく経済的給付は、損害や不利益をもとに給付の水準を定めやすい（比例的釣り合い、あるいは算術的釣り合いを基準として）という利点もあった。それに対して、結果として生じている基礎的機会の不足を根拠とする経済的給付は、その正当化が困難である。本章はその難点を、「(誰であれ) 余裕があるときには資源を拠出し、(誰であれ) 困窮しているときは資源を受給する」ことを原理とする相互性の論理と観点としてのリスクによって補うとことを試みた。この原理は、困窮していることのみを受給要件とし、他は無条件とする点に特徴がある。だが、無条件とすることは、理由を問わないことを意味するものではないだろう。はじめにこの点を確認しよう。

給付を受けるのはなぜなのか。受けないのはなぜなのか。どんな給付をなぜ希望するのか、しないのか。そのような問いかけは、他者との間で、あるいは自己との間で理由を確かめる作業である。例えば、自分は子どもを温かく養育したいが不規則な就労と不安的な収入はそれを著しく阻害する、自分も人並みに働きたいのに、あれ（原爆投下）から身体がだるくて続かない、など。その理由は、きわめて個人的なものであっていい。似たような理由をもって語る人が他にいたとしても、その人自身における意味が問題と

なるので、本人による説明が必要となる。ただし、ある個人にとっての理由は、それが十分な判明性を持つ限り、他の人々によっても理解される可能性がある。理由の説明を通じて個人が無自覚になしている社会的貢献や深くしまいこんでいる必要が理解されることもある。このように個々人の理由を問い、理解しようとする作業は、個々人の存在をより深く認知することを助けるばかりでなく、ひとの貢献や必要に関する評価軸を再構成することにも資するだろう。あるいはまた、特定の理由で困窮する恐れのある個人に対して、目的別の給付（例えば、就労支援給付、養育支援給付など）をなすことが可能となるかもしれない。

続いて、観点としてのリスクに関して注記しよう。一般に、正の価値をもつ経済的給付は反射的に、その理由となる事象に負の価値をおわせる傾向がある。リスクの概念は、それに加えて、ある事象にストレートに負の価値をおわせる恐れがある。例えば、人生の途上で発生するさまざまな出来事をことリスクの名で呼ぶとき、それらは負の価値として認識されがちになる。例えば、障害リスク保険、死亡リスク保険などは障害や死が負の価値であることを暗示している。もちろん、それらが民間保険である限り、そのような評価を受容するか否かは基本的に個人に委ねられている（情動的な外部性はあるとしても）。問題は、公共的施策の場合である。公共的施策の実行は、それが理由とする目標を通して特定の価値づけを社会的に認知し、促進することになる。先述したように、経済的給付の理由とされる個人の自然的・社会的属性は本来、多様な意味をもつ。例えば、障害と日々向き合う人の表情は一樣ではないし、死を迎える人の顔も一樣ではない。障害や負を一概に負の価値と断定することはできないだろう。公共的施策として経済的給付をなす際には、経済的評価が、文化的・道徳的次元へと安易に広がることを防がなくてはならない。

例えば障害をもつ子を産む確率の高い個人は子どもをもつことを自粛せよ、という類の議論がある。これに対して、観点としてのリスクは、リスクがきわめて高いとしても発生確率1とはいえない人が子どもを生むことを断念し、限りなくリスクが低いとしても発生確率ゼロとはいきれない人が断念しなくてよいという論理は正当化しがたい、蓋然性にすぎない事実をもとに、人為的な判断を下すことは許されないと反論することができる。だが、それだけでは不十分だろう。障害をもつことはそれ自体、負の価値ではない。障害に起因する社会的・経済的不利益は負の価値であるとしても、そのような不利益を被ることは不当であるとしても、そのことは、障害それ自体の価値とは異なる点が明らかにされる必要がある。ある事象に対して経済的給付をなすことと、その価値を積極的に評価することとは両立可能なはずである。

最後に。現代、「一人が万人のために、万人が一人のために」という（「自分のために備えることが他の人々のためになる、他の人々のためになることが自分のためになる」という）論理で社会保険に誘うことは難しい。個々人はリスクの発生確率の相違やリスク選好の相違を考慮に入れて衡平な社会保険システムを構想しようとするからだ。だが

その反面で、個々人はそれとは異なる論理で動く福祉の制度を、少なくとも理性的には退けることができないという程度に容認することができるのではないだろうか。自分自身の趣味や密かな楽しみが、実際に困難が生じたときにはいつでも支援がなされる福祉制度という枠の中で追求されることを容認することができるのではないだろうか。リスクから完全に逃れることはできない点において個々人は対称的であるという、観念としてのリスクは、個別性の論理と福祉制度に橋渡しをする。たとえそれが自己（自分たち）とは異なる他者（彼らたち）に資源を移転する仕組みであったとしても、まったく自分のためではないと言い切ることもできないじゃないか、と。

### 参考文献

- Beck, U.:(1986), *Risk Society*, Ulrich Beck, *Risk Society, Towards a New Modernity*. Trans. from the German by Mark Ritter, and with an Introduction by Scott Lash and Brian Wynne. London: Sage Publications, 1992.
- Gutmann, A. and D. Thompson (1996): *Democracy and disagreement*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Hayek, F. A. von (1960): *The Constitution of Liberty*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Hog M. A. and Abrams D(1988): *Social Identifications: A Social Psychology of Intergroup Relations and Group*, Routledge. (吉森護・野村泰代訳『社会的アイデンティティ理論：新しい社会心理学体系化のための一般理論』1995)
- Manes, A.(1930) *Versicherungswesen*, Funfte auflage, B. G. Teubner.
- Menger, C. (1923): *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2. Aufl., A. G. Wien und Leipzig, Hölder. (八木紀一郎・中村友太郎・中島芳男訳、『一般理論経済学? 遺稿による「経済学原理」第2版』, みすず書房, 1982)
- Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave (1973): *Public Finance in Theory and Practice*, Singapore: McGraw-Hill Book Company(fifth edition 1989).
- Norzick, R. (1974): *Anarchy, State and Utopia*, Oxford: Basil Blackwell. (嶋津格訳, 『アナーキー・国家・ユートピア』上・下, 木鐸社, 1985/89)
- Richardson, J. H. (1960), Economics and Financial Aspects of Social Security, *An International Survey*, p.55.

### 邦語文献

有江大介(1991)『労働と正義』

- 今田高俊(2002)「リスク社会と再帰的近代：ウルリッヒ・ベックの問題提起」、『海外社会保障研究』（特集：現代の規範理論と社会保障）、No. 138, 3月
- 奥野正寛・鈴木興太郎（1985）『ミクロ経済学Ⅰ』、岩波書店
- 後藤玲子(2002)『正義の経済哲学：ロールズとセン』、東洋経済新報社
- 後藤玲子(2004a)「公的扶助の基本的視座：序論」、季刊社会保障研究、39, 4.
- 後藤玲子(2004b)「ニーズ基底の相互提供システムの構想」、ミネルヴァ書房
- 後藤玲子(2004c)「社会保障と福祉国家のゆくえ」『応用倫理学講義』、岩波書店、近刊
- 近藤文二（1963）『社会保険』、岩波書店
- 酒井泰弘(1982)『不確実性の経済学』、有斐閣
- 塩野谷祐一(2002)『経済と倫理——福祉国家の哲学』東京大学出版会
- 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著(2003)『福祉の公共哲学』、東大出版会
- 社会生活による調査検討会(2003)『社会生活に関する調査/社会保障生活調査結果報告書』
- 立岩真也(2004)『自由の平等』、岩波書店
- 森村進 「リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか——さまざまの論拠」後藤玲子  
(2003b)「正義とケア：ポジション配慮的＜公共的ルール＞の構築に向けて」塩野谷祐一
- 鈴木興太郎・後藤玲子編著『福祉の公共哲学』、東大出版会、2004年1月刊行
- 宮道潔(1996)『リスクマネジメントと保険』、税務経理協会
- 山口光恒(1998)『現代のリスクと保険』、岩波書店



### III. 研究成果一覽

## 研究成果

### 今田高俊

#### 1. 論文発表

「福祉国家とケアの倫理—正義の彼方へ」塩野谷佑一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東大出版会、2003、所収。

「福祉国家の再建—塩野谷佑一『経済の倫理—福祉国家の哲学』に寄せて」UP、2003、所収。

「視点・論点」(NHK 教育テレビ) 出演

福祉国家の再建 (1/17, 2003)

幸福の条件 (4/10, 2003)

ケア力と暴力 (7/2, 2003)

#### 2. 学会発表

今田高俊「ケアの倫理と福祉国家」福祉国家の規範と公共性に関するシンポジウム、2004年2月14日～15日 於立命館大学

### 塩野谷祐一

#### 1. 論文発表

‘Scope and Method of Schumpeter’s Universal Social Science: Economic Sociology, Instrumentalism, and Rhetoric,’ *Journal of the History of Economic Thought*, forthcoming.

‘Schumpeter’s Preface to the Fourth German Edition of the *Theory of Economic Development*,’ *Journal of Evolutionary Economics*, forthcoming.

「二つの『方法論争』と福祉国家——経済学と倫理学との思想史的接点」塩野谷他編『福祉の公共哲学』東大出版会、平成16年

#### 2. 学会発表

‘An Ethical Approach to the Paradoxes of Happiness,’ Kyoto Forum, June 2003.

‘Scope and Method of Schumpeter’s Universal Social Science: Economic Sociology, Instrumentalism, and Rhetoric,’ History of Economics Society, at Duke University, July 2003.

‘The Place and Role of Philosophy in the History of Economics,’ Workshop on Cambridge School of Economics, at Hitotsubashi University, December 2003.

## 山脇直司

「社会保障論の公共哲学的考察：その歴史的・現代的展望」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉国家の哲学』東京大学出版会、2004年1月、1-16頁

## 盛山和夫

「福祉にとっての平等理論——責任—平等主義批判」、塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』（東京大学出版会、2004年）179-195頁

## 後藤玲子

### 1. 論文発表

(共編著)『福祉の公共哲学』、東大出版会、324頁、2004年1月（塩野谷祐一・鈴木興太郎との編著）

「社会保障と福祉国家のゆくえ」川本隆史編、『応用倫理学講義4 経済』、岩波書店、近刊

(単著) “Well-Being Freedom and The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context,” *Ethics and Economics*, forthcoming.

(単著)「ニーズ基底の相互提供システムの構想」、齊藤純一編『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、ミネルヴァ書房、2004年3月刊行

(単著)「アマルティア・セン 個人の主体性と社会性・公共性のバランス」『人間会議』宣伝会議、2003冬号、pp. 30-34.

(共著)「アメリカ合衆国」、仲村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2003』、旬報社、pp. 233-269、2003年11月、pp. 283-320、2002年12月、p. 269-316、2001年12月（阿部彩との共著）

(単著：翻訳)：ジョン・マイルズ「市場が失敗したとき——カナダとアメリカ合衆国における社会福祉」埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』、早稲田出版会、2003年12月、pp.185-223

### 2. 学会発表

立命館大学大学院先端総合学術研究科開設記念国際シンポジウム「21世紀の公共性に向けて——セン理論の理論的・実践的展開」“Understanding Sen’s Idea of a Coherent Goals-Rights System in the Light of Political Liberalism,” 2003.6.2.

“Well-Being Freedom and The Possibility of Public-Provision Unit in Global Context,” 3<sup>rd</sup> Conference on the Capability Approach: From Sustainable Development to Sustainable

Freedom 7-9 September 2003-University of Pavia, Italy. (セン理論に関する国際学会)  
(Session9 Discussant), The 2<sup>nd</sup> International Conference Japan Economic Policy Association,  
Nagoya University, 2003, 11.29-30.

“Towards International Equity a la Rawls and Sen: Ideal Social Contract based on Open  
Impartiality,” Symposium on International Generational Equity, 2004, 2.28-29 at Graduate  
School of International Corporate Strategy, Hitotsubashi University.